

生徒指導規程

呉市立川尻小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条 全学期を通じて登下校の時間を守る。

- (1) 登校 8時15分までに地区ごとに集団登校をする。
- (2) 下校 下校予定時刻を守る。(緊急時の場合、一斉下校をする。)
- 2 登下校は原則徒歩とし、決められた通学路を通る。
- 3 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。保護者から児童の欠席・遅刻の連絡がなかった場合には、担任から保護者へ連絡し、児童の所在を確認する。

(服装)

第3条 校内外での学習活動及び登下校の際は、PTAが定める規程(児童の服装について)に則った制服を着用する。

児童の服装について

	男子	女子
夏服	〈通学服〉 ・カッターシャツ(白・半袖) ・ポロシャツ(白・半袖) ・制服半ズボン 〈体操服〉 ・指定の体操服(半袖)・赤白帽 ・指定のハーフパンツ	〈通学服〉 ・ブラウス(白・半袖) ・ポロシャツ(白・半袖) ・制服スカート 〈体操服〉 ・指定の体操服(半袖)・赤白帽 ・指定のハーフパンツ
冬服	〈通学服〉 ・制服の上着 ・カッターシャツ(白・長袖) ・ポロシャツ(白・長袖) ・制服半ズボン 〈体操服〉 ・指定の体操服(半袖・長袖)・赤白帽 ・指定のハーフパンツ	〈通学服〉 ・制服の上着 ・ブラウス(白・長袖) ・ポロシャツ(白・長袖) ・制服スカート 〈体操服〉 ・指定の体操服(半袖・長袖)・赤白帽 ・指定のハーフパンツ(タイツをはかない)
靴	・動きやすい運動靴(指定はしないが華美でないもの)	
◎冬季(12月～3月)については、防寒を目的とし、保護者の判断により次のものの着用も可能ですが、川尻小学校児童にふさわしく、華美にならないようご注意ください。 ・ジャージ・・・特に指定はしませんが、黒または紺色を基調としたもの。 (ジーンズ等ははかない) ・制服の上着の下にセーター・ベスト(黒・紺) ・制服の上着の上に防寒具(華美でないもの)・・・登下校時のみ着用。 ・下着の色は、白色が好ましく、ポロシャツやカッターシャツの襟からはみ出るハイネック等は着用しない。 ◎靴下については、色の指定はしないが華美でないものを履かせてください。ただし、儀式的行事・学習発表会・音楽会等においては、学校が色を指定することもあります。		

(髪型)

第4条 学習や生活の妨げになる髪型、及び奇異な髪型はしない。【詳細内容を第11条として加える】

(化粧・装飾)

第5条 次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装飾具
- (2) 口紅・マニキュア等、爪への装飾

- 2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、特別な指導を行う。
- 3 冬期、乾燥予防のためのリップクリームは、保護者の同意を必要とする。

(持ち物)

第6条 学習に不要な物、携帯電話の学校への持ち込みは禁止する。

- 2 違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、特別な指導を行う。
- 3 やむを得ない事情により携帯電話を持ち込む場合には、校長に対し、許可を申請して持ち込みの許可を得るようにする。

第3章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第7条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携を図り特別な指導を行う。

- (1)法令・法規に違反する行為
 - ① 窃盗・万引き
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物損壊
 - ④ 飲酒・喫煙
 - ⑤ その他法令・法規に違反する行為
- (2)本校のきまり等に従わない行為
 - ① いじめ
 - ② 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
 - ③ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導)

第8条 特別な指導のうち、反省指導は、次の通りとする。期間は、概ね1時間から5日間とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

- (1)説諭
- (2)学校反省指導(別室(和室等)反省指導・授業観察指導・奉仕活動等)
指導については、別室で担任、生徒指導主事、管理職等が組織的に行う。

(反省指導の実施)

第9条 反省指導の実施は、原則として学校内での反省とする。

(特別な指導を実施するにあたって)

第10条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては次の事項について明確にする。

- (1)特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2)特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。
- (3)特別な指導を実施するにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4)法令・法規に違反する行為、本校のきまり等に従わない行為を繰り返す場合は、市教委・警察・こども家庭センター等の関係機関と連携をとる。
- (5)反省指導は、目的を明確にして短期間でを行う。また、児童の発達の段階を考慮して効果的にを行う。

(髪型に係る詳細内容)

第11条 第4条(髪型)について詳細を次の通り規定する。

- (1)髪の長さが肩より長くなる場合は、必ず髪留めやゴムでとめる。
- (2)モヒカンやツブブロック等、過度の剃り込みを入れた髪型はしない。
- (3)染色や脱色はしない。
- (4)髪留めやゴム等は、黒・紺・茶色に限り、リボン等はしない。
- (5)上記に当てはまらない髪型の場合は、保護者と話し合いをもち、止めるように指導する。

付則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。